



高砂市住宅改造助成事業 利用の手引き



高砂市市民部保険年金室
介護保険課

令和 7 年度版



←市 HP はこちらから

1 事業の概要

本事業は、兵庫県が定める人生いきいき住宅助成事業実施要綱に基づき、日常生活を営む上で支障のある高齢者や障がいのある方などが、住宅の一部を改造しようとする場合に、その経費の一部を助成するものです。

※この案内では、既に要介護(支援)認定を受けている方に対する助成について記載しています。 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方、療育手帳A判定の方は、障がい福祉課までご相談ください。 (障がい福祉課連絡先：079-443-9027) ただし、65歳以上の方は、まず要介護認定申請をしていただき、要介護(支援)の状態になったときは、介護保険課で「介護保険住宅改修」と一体的に申請を行ってください。

2 助成対象

生計中心者が、給与収入のみの方であれば、前年分の給与収入金額が800万円以下、給与収入のみ以外の方であれば、前年分の所得金額が600万円以下で、かつ、助成の申請に係る対象者(被保険者)が次の要件を全て満たす場合に助成対象となります。

- 現に高砂市に居住する世帯で、住民基本台帳の規定により高砂市の住民として登録している方
- 要介護(要支援)認定を受けている方または現在申請中の方
- 在宅の方(※医療機関や介護施設に入院・入所(入居)中の方で、退院・退所日が決まっており、退院・退所前に住環境の整備が必要な場合は、介護保険課までご相談ください。)
- 改造工事の対象となる住宅において、過去に本事業の助成を受けていないこと
(※助成履歴がある場合でも、例外として再度助成を受けられる場合がありますので、介護保険課までご相談ください。)

※生計中心者とは、原則として対象者の属する住民票に記載の世帯構成員のうち、最も所得のある方をいいます。ただし、世帯分離している場合、または住民票上の住所が異なる場合も、同一家屋に居住する場合は、構成員とみなします。また、同一世帯に属していない配偶者や子であっても、対象者を所得税法または地方税法に規定する控除対象配偶者または扶養親族としている場合は、配偶者または子も世帯構成員とみなし生計中心者を認定します。

※申請書が1月から6月までの間に受理された場合、「前年分の給与収入金額」及び「前年分の所得金額」はそれぞれ「前々年分の給与収入金額」、「前々年分の所得金額」とします。

3 助成対象となる工事内容

令和8年2月27日(金)までに完了可能で、対象者が日常生活を営むうえで現に支障となっている部分の解消を図る工事が助成対象です。将来に向けての予防的な工事や、新築・増築・リフォーム(改築)工事は助成対象外です。具体的な助成対象工事の内容は下のとおりです。

- ① 手すりの取り付け
 - i) 目的：廊下、便所、浴室、玄関、道路までの通路などに転倒予防もしくは移動または移乗動作に役立つこと。
 - ii) 手すりの形状：二段式、縦付け、横付けなど適切なもの。
 - iii) 取り付けに際し工事を伴うもの(ネジなどによる簡易なものを含む)をいい、福祉用具貸与にある手すりは除く。
 - iv) 付随する工事：手すり取り付けに伴う壁の下地補強。
- ② 段差の解消
 - i) 目的：居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差および玄関から道路までの通路の段差を解消する。
 - ii) 敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室床の嵩上げ、浴槽を嵩上げする工事など。
 - iii) 持ち運びが容易でないものや取り付けを行う工事を含む。ただし、浴室内すのこを置くことによる段差の解消や昇降機、リフト、段差解消機など動力により段差を解消する機器を設置する工事は対象外。
 - iv) 付随する工事：浴室床等の段差解消(浴室床の嵩上げ)に伴う給排水設備工事。
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- i) 居室では畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更。
- ii) 浴室においては床材の滑りにくいものへの変更。
- iii) 通路面において滑りにくい舗装材への変更。
- iv) 付随する工事：床材変更のための下地の補強や根太の補強、通路面の材料変更のための路盤の整備。
- ④ 引き戸等への扉の取替え・撤去
 - i) 開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取替え。
 - ii) ドアノブの変更、戸車の設置等。
 - iii) 付随する工事：扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事。
 - iv) 引き戸などへの扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれません。
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
 - i) 和式便器から洋式便器への取り替え。
 - ii) 和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取り替え。
 - iii) 付随する工事：便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取り替えに伴う床材の変更。
 - iv) 既存の洋式便器を、洗浄機能等のみを目的として洗浄機能等が付加された便器に取り替えた場合は、対象になりません。また、非水洗式便器から水洗式洋式便器または簡易洋式水洗式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化や簡易水洗式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれません。
- ⑥ その他 ①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修。

※下水道整備（水洗化）に伴う便所の改修は助成対象外です。

※必要最小限の工事に対しての助成となりますので、過度に豪華なものについては工事費全額が助成対象とならない場合があります。（標準単価を設定しているものがあります。）

※浴室をユニットバスに入れ替える工事については、標準的なユニットバス入れ替え工事費用を基に、対象部分のみの費用が助成対象となります。

4 助成金額の計算方法

計算方法については、下のとおりです。なお、高砂市は、工事にかかった費用を対象者(被保険者)が支払い、後から助成金を交付する「償還払い」方式を採用しています。

●助成金額＝【改造工事助成対象経費(上限 100 万円)－20 万円(介護保険住宅改修費支給限度基準額)】
×【下の別表に定める世帯階層区分に応じた助成率】

※助成金額について、千円未満の端数は切り捨てます。

※世帯内に要介護(要支援)認定者が複数いる場合、改造工事助成対象経費の上限額は、100 万円から「20 万円×認定者数」を控除した金額になります。

別表

世帯階層区分	助成率
生活保護法による被保護世帯	3 / 3
生計中心者の当該年度分の市民税が非課税の世帯	9 / 10
生計中心者の前年分の所得税が非課税で当該年度分の市民税の均等割のみ課税の世帯	9 / 10
生計中心者の前年分の所得税が非課税で当該年度分の市民税の所得割及び均等割が課税の世帯	2 / 3
生計中心者の前年分の所得税額が7万円以下の世帯	1 / 2
生計中心者の前年分の所得税が7万円を超える世帯	1 / 3

(備考)

- ※ 申請書が1月から6月までの間に受理された場合にあつては、別表中「前年分の所得税」とあるのは、「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月までの間に受理された場合にあつては、別表中「当該年度分の市民税」とあるのは、「前年度分の市民税」とします。

5 助成金交付までの流れ

① ケアマネジャー等に相談

○助成申請をご希望の場合は、まずケアマネジャーまたは地域包括支援センターの職員(以下、ケアマネジャー等)に相談してください。
相談を受けたケアマネジャー等は、対象者が助成条件を満たしている事を確認後、工事内容のアドバイスをお願いします。

② 簡易耐震診断受診申込

○昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅で、簡易耐震診断を受診されていない場合は、簡易耐震診断受診の申込をしてください。

※簡易耐震診断申込先↓

都市創造部都市住宅室

建築住宅課(市役所本庁舎 3 階)

連絡先：079-443-9035 (直通)

③ 事前申請

○必要書類を揃えて介護保険課で事前申請を行います。
その際、工事着工前の立会検査の日程調整を行います。

④ 工事前立会検査

○市職員が工事予定の住宅を訪問し、対象者の身体状況及びそれに応じた工事予定箇所の現況等を調査のうえ、必要と認められる箇所を認定します。
その際、対象者(被保険者)、施工業者、担当ケアマネジャー等にも立会をいただくようお願いします。

⑤ 助成決定

○市は、事前申請に基づいて申請内容を審査し、助成対象と認めた場合は、助成決定を行うとともに、対象者の方あてに「住宅改造助成決定通知書」及び「工事着工承認通知書」を送付します。

⑥ 契約・工事着工・工事完了

○介護保険課から「住宅改造助成決定通知書」及び「工事着工承認通知書」が届いてから、契約及び工事をしてください。助成決定日前に契約及び工事をした場合は助成対象外となります。

⑦ 工事代金支払

○施工業者に工事代金を支払い、申請者(対象者)名の領収書を発行してもらってください。
※対象者名はフルネームが記載されたものを施工業者に発行してもらってください。

⑧ 事後申請

○必要書類を揃えて介護保険課で事後申請を行います。
その際、工事後立会検査の日程調整を行います。

⑨ 工事後立会検査

○市職員が工事後の住宅を訪問し、工事が適切に行われたかどうかを確認します。
その際、対象者、施工業者にも立会をいただくようお願いします。

⑩ 助 成 金 交 付

○工事が適正に行われていることが確認できたら、市は助成金額を確定させ、対象者に交付します。

※事後申請から交付までに約1か月程度かかります。

※介護保険住宅改修費の支給日と住宅改造助成金の交付日は異なりますのでご注意ください。

6 申請上の注意点

- ・住宅改造助成申請は、介護保険の住宅改修費支給申請と一体的に行うこととされているため、住宅改修と住宅改造助成申請は同時に、一体的に行ってください。
- ・工事を行う住宅について、過去に1回でも住宅改造助成金の交付を受けたことがある場合は、原則として住宅改造の助成は受けられません。また、対象者が以前に介護保険住宅改修の支給を受けている場合も助成対象となりませんのでご注意ください。ただし、対象者の身体状況が著しく変わり、過去に行った改修では生活することが困難である場合には、再申請が可能になる場合もありますのでご相談ください。
- ・令和7年度の事前申請の受付締切は、令和7年12月26日（金）、事後申請の受付締切は、令和8年2月27日（金）です。事前申請の期限を過ぎた場合は、新規の受付はいたしません。また、事後申請の期限を過ぎた場合は、取下げがあったものと見なし助成金の交付はいたしませんので、ご注意ください。また、助成金は申請年度（4月から翌年3月まで）の予算の範囲内で交付しますので、予算が不足する場合は、利用できないことがありますので、予めご了承ください。
- ・申請した工事内容を一部でも変更する場合は、必ず当該工事に着工する前に介護保険課までご相談ください。工事着工後に工事内容を変更された場合、助成決定を取り消すことがありますので、ご注意ください。
- ・工事が適正に行われていないと市が判断した場合、住宅改造助成決定を取り消すことがありますので、予めご了承ください。

住宅改造助成申請に必要な書類

【事前】申請の際に必要な書類

① 代理申請に係る委任状	市指定の様式です。介護保険課窓口のほか、市ホームページでも入手できます。対象者(被保険者)以外が事前申請に来庁される際は、必ず委任状をご持参ください。
② 住宅改造助成申請書・住宅改造工事計画書	市指定の様式です。介護保険課窓口のほか、市ホームページでも入手できます。 ※改造する住宅の所在地は、対象者(被保険者)の住民票の住所と同一でなければなりません。
③ 住宅改造工事実施承諾書(借家の場合のみ)	市指定の様式です。介護保険課窓口のほか、市ホームページでも入手できます。改造工事を行う住宅が借家の場合、借家管理人による署名、または記名押印されたものを必ずご提出ください。
④ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(償還払)	市指定の様式です。介護保険課窓口のほか、市ホームページでも入手できます。 ※工事を行う住宅の所在地は、申請者(被保険者)の住民票の住所と同一でなければなりません。 ※申請者(被保険者)と工事を行う住宅の所有者が異なる場合、必ず所有者の承諾を得て、申請書の「住宅の所有者欄」に所有者の「自署」または「記名+押印」をいただってください。 ※口座振込依頼欄について、金融機関名、支店名、口座名義人、預金種別(普通・当座・その他)を選び、口座番号を記入(右詰)してください。被保険者以外の方の口座を指定される場合には、別途、委任状を添付してください。

⑤ 住宅改修(改造)が必要な理由書 (P1、P2) <u>※2部必要</u>	市指定の様式です。介護保険課窓口のほか、市ホームページでも入手できます。 ※作成できる方は、下の資格を持った方のみとなります。 1.介護支援専門員（ケアマネジャー） 2.地域包括支援センター職員 3.福祉住環境コーディネーター（1級・2級） 4.理学療法士 5.作業療法士 ※担当ケアマネジャーが作成するのを基本としますが、それ以外の方が作成する場合は、担当ケアマネジャーと十分に連絡調整を行ったうえで作成してください。 ※3～5の方が理由書を作成される場合は、理由書と併せて資格者証の写しも添付してください。
⑥ 工事費見積書 <u>※2部必要</u>	参考様式、任意の様式、どちらでも構いません。（参考様式については介護保険課窓口のほか、市ホームページでも入手できます。） 工事の種類（手すりの取り付け・段差の解消など）及び写真等の番号、工事箇所、材料費や施工費、諸経費など必要な費用が分けて記載されているかご確認ください。また、値引きや消費税などは最終合計のみ記載してください。
⑦ 工事箇所見取り図 <u>※2部必要</u>	ソフト等を使用して、A4用紙又はA3用紙に工事前と工事後（予定）が確認できる見取り図(平面図)を作成してください。 工事箇所について、工事前の写真を撮影した方向を矢印で示し、写真の番号に対応するように番号を付してください。また、番号とともに工事内容も記入し、工事箇所、内容が明確にわかるようにしてください。（例 ①廊下縦手摺 900mm②玄関段差解消 25mm→4mm など）
⑧ 工事予定箇所の写真 <u>※2部必要</u>	工事予定箇所ごとに、工事の内容が明確にわかる、撮影日が入った写真を提出してください。写真は、A4サイズの写真台紙に貼り付けて提出してください。デジタルカメラで撮影し、カラープリンターで印刷したものでもかまいません。写真ごとに、工事箇所見取り図に記載した番号に対応した番号を記載し、工事箇所（浴室、トイレなど）を記入してください。
⑨ 対象者(被保険者)の介護保険被保険者証の写し<u>※2部必要</u>	対象者(被保険者)の氏名、住所、生年月日、要介護度、要介護認定期間等が記載された面全体をコピーしたものを添付してください。 ※裏の注意事項が記載された面の写しは提出不要です。
⑩ 住宅の建築年月日がわかる書類の写し	建築確認申請書の写し、確認通知書の写し、登記簿謄本の写し、固定資産評価証明書の写し等を提出してください。 ※建築基準法が改正された昭和56年5月31日以前に建築された住宅の場合は、本市建築住宅課による簡易耐震診断を受診してください。（建築住宅課連絡先：079-443-9035） ※市役所で固定資産評価証明書の写しの交付申請をされる際は、必ず建築年月日の入ったものを申請してください。

【**事後**申請の際に必要な書類】

① 工事完了報告書	住宅改造助成決定通知書及び工事着工承認通知書の送付時に、左記様式を同封して送付します。 工事完了後、必要事項を記入し、事後申請の際に提出してください。
② 工事に係る契約書の写し	契約日を確認させていただきます。
③ 工事費内訳書 <u>※2部必要</u>	工事種類（手すりの取り付け・段差の解消など）及び写真等の番号、工事箇所、材料費や施工費、諸経費など必要な費用が明確にされているかご確認ください。なお、値引きや消費税などは最終合計のみ記載してください。また、工事着工日と工事完了日の日付も明記してください。
④ 工事前と工事後の写真(日付入り) <u>※2部必要</u>	工事前と同一の角度から撮影した、工事の内容が明確にわかる、撮影日が入った写真を提出してください。写真は、A4サイズの写真台帳に貼り付けて提出してください。デジタルカメラで撮影し、カラープリンターで印刷したものでも構いません。どの場合でも写真ごとに事前申請の見取り図に記載した番号に対応した番号を付し、工事箇所（浴室、トイレなど）を記入してください。
⑤ 工事着工承認通知書	住宅改造助成決定時に介護保険課から送付するものです。 届いた原本を事後申請の際に提出してください。
⑥ 領収書原本	対象者の氏名(フルネーム)が記載されたものを施工業者に発行してもらい、その原本を持参してください。 ※窓口で受付印を押印した後、返却いたします。
⑦ 高砂市住宅改造助成金交付請求書	助成金振込口座等、必要事項を記入し介護保険課に提出してください。 ※この請求書様式は、事前申請受付後に対象者の住所宛に郵送します。

【高砂市住宅改造助成事業に関するお問い合わせ先】



高砂市 市民部 保険年金室 介護保険課 介護給付係
〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
TEL:079-443-9063 FAX:079-444-2304
MAIL:tact2500@city.takasago.lg.jp